

新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針

I 期間

令和3年(2021年)9月13日～9月30日

II 基本方針

「学校に持ち込まない（感染源を絶つこと）、学校内に広げない（感染経路を絶つこと）」を基本に、校園内では、十分な感染予防対策を実施したうえで教育活動を行う。

III 感染防止対策

1 感染源を絶つこと

(1) 健康観察の徹底

園児児童生徒（以下「児童等」という。）は、毎日、登校前の家庭における健康観察を徹底するよう保護者に依頼し、下記(ア)から(コ)の各項目のいずれかに該当する症状がある場合は自宅で療養するよう保護者へ依頼する。（出席停止扱い）

ただし、基礎疾患等により、日常的に各項目のいずれかの症状がある場合は、別途、かかりつけ医に相談しておく。

(ア) 発熱（普段の体温より高い状態（38℃以上は明らかな有熱、37℃以上は本人の感覚か保護者の判断による））がないか（かかりつけ医に相談）

(イ) 普段より強い咳症状はないか（かかりつけ医に受診）

(ウ) 普段よりも強い呼吸困難（息苦しさ）はないか（かかりつけ医に受診）

(エ) 安静にしても全身倦怠感（しんどさやだるさ）はないか（かかりつけ医に相談）

(オ) 咽頭痛はないか（かかりつけ医に受診）

(カ) 普段よりも強い鼻汁、鼻づまりがないか（花粉症等の症状を除く）（耳鼻科に受診）

(キ) 味覚や嗅覚に異常はないか（耳鼻科に受診）

(ク) 腹痛、下痢、頭痛、めまいなどがなくないか（かかりつけ医に受診）

(ケ) その他、平常と異なる体調異常がないか（かかりつけ医に受診）

(コ) 同居家族で上記(ア)～(ケ)の症状がないか

(2) 発熱等の風邪症状がある場合の出席停止

児童等に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合は自宅で療養する。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

また、同居する家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合も自宅での健康観察とする。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

なお、児童等及び同居する家族が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の疾病と診断した場合は、出席停止を解除する。

(3) 児童等又は同居する家族が感染又は濃厚接触者に指定された場合の出席停止

① 児童等が感染した場合は、保健所又は医療機関（以下「保健所等」という。）が指定する日まで出席停止とする。

② 児童等が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が実施するPCR検査等により、陰性が確認され、保健所等が指定する日まで出席停止とする。

③ 同居する家族が感染した場合は、保健所等が指定する日まで出席停止とする。

④ 同居する家族が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が実施するPCR検査等により、陰性が確認されるまで出席停止とする。

⑤ 児童等又は同居する家族が保健所等が実施する任意のPCR検査等を受けた場合は、検査を受ける意思表示をした日から検査により陰性が確認される日まで出席停止とする。

(4) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の取扱い

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校園で講じる感染症対策について十分に説明するとともに、学校園運営方針について理解を得るよう努めたうえで、なお、保護者から感染が不安で学校園を休ませたいと相談があった場合は出席停止扱いとする。

2 感染経路を絶つこと

(1) 手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて児童等に理解させ、手指で目、鼻、口を出来る限り触らせないうよう指導し、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

(2) マスクの着用

学校教育活動（登下校園時含む）においては、原則としてマスクを着用する。

ただし、十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）が高い日など、熱中症などの健康被害が発生する恐れのある時は、マスクの着用は必要ない。

(3) 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童等の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。

そのため、通常の清掃活動の一貫として新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、児童等が行っても差し支えないとする文部科学省の見解が示されていることを受け、通常の清掃活動（トイレ掃除を除く）は児童等が行うこととする。

3 重篤化のリスクの高い児童等への対応

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解を確認し、学校園と相談して、欠席する場合は出席停止扱いとする。

IV 濃厚接触者特定のための臨時休業

学校園で児童等に1人でも感染者が判明した場合は、消毒及び保健所による感染経路の確認と濃厚接触者の特定のため、学校園の全部又は一部を学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。臨時休業とする場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業としない。

1 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 学級において児童等の感染が判明した場合。（感染可能期間中（発症2日前、又はPCR検査、抗原検査に係る検体採取日の2日前）に登校していた場合に限る。）
- ② その他、教育委員会が必要と判断した場合

2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

3 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

4 閉鎖の期間

閉鎖の期間としては、3日から7日程度を目安とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童等への影響等を踏まえて、校長が教育委員会と相談して判断する。

5 登校後の閉鎖

登校後に学級閉鎖等の実施を決定した場合、給食実施日は、可能な限り給食時間を早め、給食終了後に下校させる。

V 児童等及び教職員に感染が判明した場合の保護者への公表

- ① 児童等及び教職員に感染が判明した場合において、感染可能期間中に欠席し、学校園内に濃厚接触者がなく、感染拡大の恐れがない場合は感染者のプライバシーに配慮し、非公表とする。
- ② 児童等及び教職員に感染が判明した場合において、感染可能期間中に登校（出勤）していた場合は、濃厚接触者の有無に関わらず公表する。ただし、感染者が特定されるような学年、組を含む個人情報非公表とする。

VI 教育活動

1 登校形態

臨時休業や分散登校等の措置は行わず、感染予防対策を徹底したうえで、通常の登校園とする。

2 教育活動

(1) 各教科共通

- (ア) マスクの着用を徹底する。(体育の実技を除く)
- (イ) 児童等が長時間(1回で15分程度)、近距離(2m以内(感染対策を講じている場合は1m以内))で対面形式となるグループワーク等を行わない。
- (ウ) 近距離で一斉に大きな声で話す活動を行わない。

(2) 理科

児童等がグループで行う実験や観察は行わない。

(3) 音楽

児童等が行う歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏は行わない。

(4) 図画工作、美術等

児童等が活動する共同制作等の表現や観察は行わない。

(5) 家庭科、技術・家庭
調理実習は行わない。

(6) 体育、保健体育

- (ア) 原則としてマスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
- (イ) 可能な限り屋外で実施する。
- (ウ) 屋内で実施する場合には、十分に換気し、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- (エ) 授業の前後における着替え、運動場や体育館への移動、授業中の教師による指導内容の説明、グループでの話し合いの場面、体育用具の準備及び片付け時など、児童等が運動を行っていないときは、マスクを着用する。
- (オ) 集団で行う活動は避け、できる限り個人で行う活動とし、特定の少人数（2~3人程度）での活動を実施する場合であっても十分な身体的距離をあける。

(7) 給食

児童等が向かい合って食べることがなく、全員が同じ方向を向いて食べる。また、黙食を徹底すること。

(8) 休み時間

休み時間においても、原則としてマスクを着用すること。ただし、屋外において身体的距離が確保できる場合は、一時的にマスクを外してもよい。ただし、屋内に入る時には、再度、マスクを着用すること。

また、教室に戻る前には必ず手を洗うよう徹底する。

3 校外から多くの人々が来校する行事

授業参観、学級懇談会、体育大会等は、原則として自粛する。

4 校外活動（泊を伴う活動を含む）

延期又は中止とする。（修学旅行及び自然学校は、緊急事態宣言解除後に延期する）

5 部活動

原則として、緊急事態宣言の解除まで休止する。

ただし、全国大会、近畿大会、県大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、以下の条件により最小限の活動を可とする。

- (ア) 大会初日から起算して4週間前までの期間とする。
- (イ) 文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に取り扱う。ただし、4週間前までの期間に定期考査により部活動が休止する期間がある場合は、4週間を前倒しして、感染予防対策を講じたうえで個人練習を基本とした活動は可とする。
- (ウ) 練習試合、合宿等の宿泊を伴う活動は行わない。
- (エ) 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
- (オ) 学校関係者以外の参加は見合わせる。